

## 就園後小集団親子教室・放課後等ディサービス事業 カラフル



### 令和8年（2026年）度 利用児募集要項

保護者が子どもの発達特性、強み・弱みをより具体的に理解し  
子どもに合わせた支援や環境的配慮をご家庭で日常的に行えることを  
目標にした、保護者支援のためのプログラムです

保護者が子どもの特性、強み・弱みを理解できるよう、小集団の中での子どもの行動を客観的に観察する機会を設定します。また、支援者が子どもに合った関わり方や環境的配慮をモデル実施する場面を見ていただきながら、その場でフィードバックいたします。ご家庭でのご様子についても情報共有し、評価できた子どもの特性や有効な支援の手立てから、ご家庭で取り組めそうなことを具体的にご提案するなど、保護者と協働して「評価・計画・試行」を繰り返して取り組んでいきます。

#### 1. 対象

- ・豊中市内に在住の方
- ・発達障がいの診断や発達に課題のある、または公的機関などからカラフルを紹介された、平成30年(2018年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日生まれのお子さまとその保護者
- ・子どもへの関わり方や対応にお困りの方、子どものことをより理解してご家庭で支援に取り組み、子ども自身やご家族の抱える困り感を軽減したいと思われている方
- ・保護者同伴で通所が可能な方

#### 2. 期間や時間帯など

【期間】 対象年齢の期間中、半年を1クールとして2クール、最長1年間ご利用可能です。

（連続して2クールご利用もしくは、期間をおいて残り1クールご利用していただけます）

【頻度】 月2回～5回 ※ご選択いただけます

【時間・曜日】 平日/1時間程度

① 9:30～10:30：主に、年少・年中児

② 10:00～11:00：2歳児

※2歳児は②のみの設定となります。

③ 11:00～12:00：主に、年少・年中児

④ 13:30～14:30：主に、年中・年長児

⑤ 16:00～17:00：学齢児（小1・小2）

※学齢児は⑤のみの設定となります。

※お子さまの年齢や特性などを考慮しグループを編成いたします。

※別途、保護者研修会（動画配信もあり）や支援グッズ作成会を実施いたします。

### 3. 利用料

利用にあたっては、児童発達支援利用のための受給者証の申請が必要です。

サービスの利用については、通常9割が障害児通所給付費の給付対象となります。利用者は、利用者負担分として世帯の所得の状況によりサービス料金の1割をお支払いいただきます。

\*受給者証に記載された利用者負担額の範囲内とします。

\*他の児童発達支援事業所をご利用の方は、同日のサービス利用はできませんので、ご了承ください。

\*国が定める幼児教育・保育の費用の無償化の実施に伴い、満3歳になって初めての4月1日から3年間は児童発達支援に係る費用が無償化（無料）となります。

### 4. 利用開始までの流れ

#### ① 見学を申し込む

06-6676-7890までお電話ください。

\*利用を検討されている方は、なるべく見学にお越しください

#### ② カラフル利用申し込み

06-6676-7890までお電話ください。

\*見学に来られた際のお申込みも可能です

#### ③ 利用決定のご案内が届く

おやこ保健課（06-6858-2285）へお電話して、受給者証の申請手続きをしてください。

（カラフルを月〇回利用する旨をお伝えしていただく）

契約会に受給者証が必要となります。

申請から発行までに1ヶ月程度かかる場合がありますため、お早めの申請をお願いいたします。

#### ④ 契約会（保護者のみ）

**2月28日（土）に実施いたしますので、ご予定くださいますようお願いいたします。**

契約のお手続き及び、お子さまについての聞き取りを実施いたします。

契約会は1時間程度かかりますため保護者のみのご参加となります。

契約会の詳細につきましては、利用決定のご案内に同封させていただきますのでご確認ください。

お問い合わせ先：豊中市立児童発達支援センター【通所部門】「カラフル」

〒561-0854 豊中市稻津町1-1-20 1階

TEL(06)6676-7890 FAX(06)6676-7889

\*土日祝日・年末年始 12/29～1/3は休所